○国立大学法人秋田大学特別教員就業規則

平成22年４月１日

規則第233号

（目的）

第１条　この規則は，国立大学法人秋田大学職員就業規則（平成16年規則第50号。以下「職員就業規則」という。）第２条第２項の規定により，国立大学法人秋田大学（以下「本学」という。）に勤務する同条第１項第９号に掲げる特別教員の就業に関し，必要な事項を定めることを目的とする。

（特別教員の定義）

第２条　この規則において「特別教員」とは，国立大学法人秋田大学特別教員規程（以下「特別教員規程」という。）第１条に定める定年退職に引き続き専任教員として教育研究指導業務に従事するために雇用する職員及び第１条の２に定める秋田県公立学校教員を退職し，教職大学院の専任教員として雇用する職員で，本学と個別契約を交わした者とする。

（職名）

第３条　第２条に掲げる特別教員の職名は，特別教授，特別准教授，特別講師及び特別助教とする。

（契約期間）

第４条　特別教員の契約期間は，３年以下とする。ただし，特別教員規程第４条ただし書の規定による場合には，５年以下とすることができる。

２　契約を更新しない場合は，少なくとも30日前までに更新しない旨を予告する。この場合において，特別教員が希望するときは，更新しない理由について証明書を交付する。

（採用等）

第５条　特別教員の採用は，選考による。

２　特別教員の選考は，国立大学法人秋田大学に勤務する教育系職員の就業に関する規程（平成16年規則第58号）第３条第１項の規定に準じて実施する。

（労働条件の明示）

第６条　特別教員の採用に際しては，採用される者に対し，あらかじめ，次の事項を記載した文書を交付するものとする。

(1) 労働契約の期間に関する事項

(2) 就業の場所及び従事すべき職務に関する事項

(3) 始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日並びに休暇に関する事項

(4) 給与に関する事項

(5) 退職に関する事項

(6) その他個別契約に定める事項

（採用時の必要書類）

第７条　特別教員に採用される者は，採用の際，本学が定める必要書類を提出しなければならない。ただし，本学が提出を要しないと認める場合には，必要書類の一部について提出を省略することができる。

２　採用時の必要書類について必要な事項は，別に定める「国立大学法人秋田大学職員の採用時必要書類に関する要項」による。

（退職）

第８条　特別教員は，次に掲げるときは，退職し，特別教員としての身分を失う。

(1) 退職を願い出て学長から承認されたとき

(2) 契約期間が満了し更新を行わないとき

(3) 死亡したとき

（自己都合による退職）

第９条　特別教員は，自己の都合で退職しようとする場合は，退職を希望する日の30日前までに，退職願を提出しなければならない。ただし，やむを得ない事由により30日前までに退職願を提出できない場合は，14日前までにこれを提出しなければならない。

２　特別教員は，退職願を提出しても退職するまでは職務に従事しなければならない。

（解雇）

第10条　特別教員が，次に掲げる場合においては，これを解雇することができる。

(1) 勤務実績が著しくよくない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障があり，又はこれに堪えない場合

(3) その他その職に必要な適格性を著しく欠く場合

(4) 経営上又は業務上やむを得ない事由が生じた場合

（解雇の制限）

第11条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

(1) 業務上負傷し，又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

(2) 産前産後の女性特別教員が，労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第65条の規定により休業する期間及びその後30日間

（解雇予告）

第12条　第10条の規定により特別教員を解雇するときは，30日前までに予告するか，又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払わなければならない。

（退職証明書）

第13条　学長は，退職し又は解雇された特別教員が，退職証明書の交付を希望した場合は，遅滞なくこれを交付する。

２　前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。ただし，証明書には，退職又は解雇された特別教員の請求しない事項は記入しないものとする。

(1) 雇用契約期間

(2) 職務の種類

(3) 当該事業における地位

(4) 給与

(5) 退職の事由又は解雇の事由

（給与）

第14条　特別教員の給与については，個別契約書に定めるもののほか，国立大学法人秋田大学職員給与規程（平成16年規則第64号）を準用する。

２　前項に定めるもののほか，年俸制を適用する場合の給与については，別に定める「国立大学法人秋田大学年俸制の適用に関する細則」による。

（退職手当）

第15条　特別教員の退職手当については，個別契約書に定めるもののほか，国立大学法人秋田大学職員退職手当規程（平成16年規則第67号）を準用する。

２　前項の規定にかかわらず，前条第２項の規定により，給与を年俸制とした特別教員の退職手当は，支給しない。

（誠実義務）

第16条　特別教員は，本学の業務の公共性を自覚し，誠実に職務を遂行しなければならない。

（遵守事項）

第17条　特別教員は，次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 職務を遂行するに際し，法令，この規則若しくは附属する諸規程に反し，又は上司の職務上の命令に反すること。

(2) 職場の内外を問わず，本学の名誉を傷つけ，又は信用を失墜させる行為を行うこと。

(3) 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。その職を退いた後といえども同様であること。

(4) 本学の敷地及び施設内（次号において「構内」という。）で，選挙運動その他の政治的行為を行うこと。

(5) 学長の許可なく，構内で営利を目的とする金品を貸借し，物品の売買を行うこと。

(6) 本学の秩序又は規律を乱す行為を行うこと。

(7) その他本学の業務の運営に支障をきたす行為を行うこと。

（特定個人情報及び個人情報の保護）

第17条の２　特別教員は，職務に関する情報の管理に十分注意を払うとともに，自らの職務に関係のない特定個人情報及び個人情報を不当に取得してはならない。

２　特別教員は，職務上知ることのできた特定個人情報及び個人情報を，職務の範囲を超えて，本学の内外を問わず他人に提示・利用・提供させてはならない。

３　特定個人情報及び個人情報の取扱いについて必要な事項は，別に定める「国立大学法人秋田大学特定個人情報取扱規程」及び「国立大学法人秋田大学個人情報保護規程」による。

（勤務時間等）

第18条　特別教員の勤務時間，休日，休暇等については，個別契約書に定めるもののほか，国立大学法人秋田大学の職員の勤務時間等に関する規程（平成16年規則第57号）を準用する。

（出張）

第19条　特別教員に対して，職務上必要がある場合は，出張を命ずることができる。

２　出張を命ぜられた特別教員が帰任したときは，当該所属の長に報告するものとする。

（旅費）

第20条　出張を命ぜられた特別教員の旅費については，国立大学法人秋田大学旅費規程（平成16年規則第93号）を準用する。

（懲戒）

第21条　特別教員が，次に掲げる場合においては，これを懲戒することができる。

(1) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合

(2) 遅刻，早退を繰り返し，又は長期にわたり欠勤するなど勤務を怠った場合

(3) 刑法上の犯罪に該当する行為を行った場合

(4) 重大な経歴詐称をした場合

(5) その他前各号に準ずる行為があった場合又はこの規則若しくは附属する諸規程に違反した場合

（懲戒の種類）

第22条　懲戒の種類については，職員就業規則第45条の規定を準用する。

（訓告等）

第23条　第21条各号のいずれかに該当する場合で，前条の規定による懲戒を行うに至らない程度であるときは，その将来を戒めるため訓告，厳重注意を文書等により行うことができる。

（損害賠償）

第24条　特別教員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は，その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

（安全・衛生管理）

第25条　特別教員の安全・衛生管理及び健康確保については，労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか，国立大学法人秋田大学職員安全衛生管理規程（平成16年規則第56号）を準用する。

（災害補償）

第26条　特別教員の業務上又は通勤途上における負傷，疾病，障害又は死亡に関する保険給付は，労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより，災害補償を行う。

（職員就業規則の準用）

第27条　職員就業規則第32条（職務専念義務），第33条（職務専念義務免除期間），第35条（職員の倫理），第36条（ハラスメントの防止），第37条（兼業の制限），第38条（職務発明等），第40条（育児休業），第41条（介護休業），第42条（研修），第43条（表彰），第51条（在宅勤務）の規定は，特別教員について準用する。

（実施に関し必要な事項）

第28条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は個別契約書に定める。

（補則）

第29条　この規則に定めのない事項については，労基法，その他の関係法令の定めるところによる。

附　則

この規則は，平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月27日一部改正）

この規則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年９月16日一部改正）

この規則は，平成27年10月１日から施行する。

附　則（平成29年３月８日一部改正）

この規則は，平成29年３月８日から施行する。

附　則（令和２年６月22日一部改正）

この規則は，令和２年６月22日から施行し，令和２年５月14日から適用する。

附　則（令和６年11月26日一部改正）

この規則は，令和６年12月１日から施行する。

附　則（令和７年３月28日一部改正）

この規則は，令和７年４月１日から施行する。